

石巻市立学校施設災害復旧整備方針

東日本大震災により、小・中・高等学校及び幼稚園合せて16施設が被災し、現在応急的な対応として他校の一部を間借りしての授業再開を行っています。学校施設の災害復旧整備については、現在、石巻市で策定を進めている石巻市震災復興基本計画との整合性を図りながら、これからの石巻市のまちづくりと併せて進めていく必要があります。この整備方針は、これからの学校施設の災害復旧整備を進めていく上での基本方針を示すものです。

1 学校施設災害復旧の基本理念

(1) 学校施設の被災状況

被災した学校施設は、小学校10校、中学校4校、高等学校1校、幼稚園1園の計16施設に渡り、地域によっては3階上部まで津波が襲来し、甚大な被害を被っており、使用不可能な状態となっています。

(2) 暫定的な教育環境の確保

被災した学校の多くは、他校の一部を間借りして平成23年4月21日から再開しています。その中において、渡波小学校、渡波中学校及び女子商業高等学校は学年ごとに違う学校に分散しており、学校運営上においても特に不便を強いられています。

これら分散校については優先して仮設校舎を建設し、早急な教育環境の改善を推進します。

(3) 適正規模・適正配置

当市では、平成22年1月に「石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、地域との合意や地域からの求めに応じて、個別に適正な学校配置の実現を目指してきました。

小学校においては、1学年2学級を下限とした12学級以上、中学校においては、1学年平均を3学級とした9学級以上を適正規模とします。

また、平成17年の市町合併以前の旧町に、少なくとも一つの小学校・中学校を残すことを基本とします。

適正規模・適正配置に伴い遠距離通学となる児童生徒については、安全な通学が可能となるよう支援策を講じることとします。

学校施設の災害復旧には、震災復興基本計画に基づいた安全・安心の確保を行い、均等な教育環境、教育条件を確保するとともに、学校と地域社会のつながりを視野にいれながら、通学区域の見直しを含めた学校配置を進めていきます。

石巻市の将来を担う子どもたちが、健やかに穏やかに成長できる教育環境が今必要と考えます。

2 学校施設災害復旧の基本的な考え方

(1) 復旧スケジュール

学校施設の復旧には相当な期間を要することから、当面の対策として他校へ移動している学校の内、学年ごとに分散している学校及び教室数の不足により学級数の基準を超えている学校については、今後の学習活動に支障を来さないように仮設校舎を早期に設置する必要があります。また、その他の学校については、石巻市震災復興基本計画との整合性を図りながら配置計画を策定し、教育環境の整備を図っていきます。

- ・準備期間 平成23年度には、学年ごとに分散している学校及び教室数の不足により学級数の基準を超えている学校について、仮設校舎を建設し、児童生徒の教育環境の改善に努めます。
- ・計画期間 平成23年度に学校施設の適正規模・適正配置による学校施設の配置計画立案に着手し、平成24年度までに策定します。
- ・建設期間 平成25年度には、年次計画により新校舎整備事業に着手していきます。

(2) 安全・安心の確保

地震による津波の襲来や地滑りなどの自然災害に備え、堤防機能施設により確保される浸水区域以外に学校施設を整備するなど地理的位置を重視して、児童生徒の安全・安心を確保します。

3 学校施設配置計画の策定について

本市では、これまで児童生徒数の減少が著しい地域において、教育環境の改善を図るための教育懇談会を重ね、行政主導型の適正配置計画は策定せずに、地域との合意や求めに応じた個別計画を策定することで、適正な学校配置の実現を目指してきました。

しかしながら、今回の震災を受けて、津波など自然災害から児童生徒の安全・安心を確保し、災害時における住民の避難施設としての機能を確保する上で学校配置を考えると、石巻市復興基本計画との整合性を図りながら、石巻市域における全体計画を策定し、各地域の復旧復興に併せて学校教育の環境整備を進める必要があると考えます。

その実現のため、震災以前の学校配置にとらわれず、学区の見直しや統合を行い、新たな学校配置計画を積極的に策定します。